

上告受理申立理由書提出！ パンデミックを無視した高裁判決は無効だ！

原告の萩原さんと柿本さんは、大阪高裁の不当判決の差し戻しを求めて、最高裁へ上告受理申立理由書を提出しました。原告の二人は、理由書の中で、高裁判決の「必ずしも自宅待機の法的性質や課題提出の指示が業務命令であるかを確定させる必要はない」「自宅待機が雇用関係助成金の受給要件としての労働者の休業に該当するかどうかは、裁量権行使の違法性の判断に影響を及ぼすものではない」との判断は、全世界中をパンデミックに陥れたコロナ感染症の蔓延という社会状況を100%無視した判決であり破棄されるべきであると訴えました。

事件の発端となった「自宅待機」は、会社が自らの「コロナ感染拡大防止策」であったはずですが、にもかかわらず、課題を提出しないことを理由に、原告二人を差別して勤務を変更してまで自宅待機から除外しこと。そして、その課題提出が「出さなければ自宅待機から外す」という脅しであり、事実上の強制であったこと。さらに、自宅待機は政府から「雇用調整助成金」を頂くための休業であり、課題を課すこと自体が違法であったこと等々が、全て違法であるにもかかわらず、大阪高裁は無視してスルーしたのです。

最高裁は天下り天国のサービックに正義の判断を下せ！

2020年8月5日、大阪地裁への提訴から約3年、多くの皆様に激励、支援をうけて闘ってきました。原告二人の主張は、直接的には「自宅待機から除外し、必要以上に感染の危険に晒したことは違法である」ことを訴えたものでした。しかし、この裁判の根底には、J R東海からの「天下り王国サービック」という会社の中で、やりたい放題の労務管理と、劣悪な労働条件下で虐げられている従業員の皆さんへの、共に闘うエールがあったのです。

民事訴訟での、最高裁における逆転差し戻し判決は容易ではありません。しかし、日本の司法行政機関の最高機関たる最高裁に、最後の良心と勇気ある判断を期待します。

約3年間のご支援に心から感謝申し上げます。